

第 3 章 ～ 資料編

文部科学省から出された通知等の資料を掲載しました。



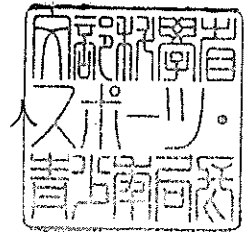
- 学校におけるがん教育の在り方について（通知）
（平成 27 年 3 月：文部科学省）
- がん教育推進のための教材
（平成 28 年 4 月：文部科学省）
- 外部講師を用いたがん教育ガイドライン
（平成 28 年 4 月：文部科学省）



26文科ス第712号
平成27年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公



(印影印刷)

学校におけるがん教育の在り方について(通知)

文部科学省では、平成26年7月に「「がん教育」の在り方に関する検討会」を設置し、学校におけるがん教育の在り方について検討をしてまいりました。

このたび、学校におけるがん教育の基本的な考え方及び今後の検討課題を主な内容とする「学校におけるがん教育の在り方について(報告)」(別添)が取りまとめられましたので送付します。

文部科学省においては、この報告の内容を踏まえ、平成27、28年度においてモデル校を中心に今後の課題を検討し、これらの成果を踏まえたがん教育について29年度以降全国に展開することを目指しています。

については、本報告の内容を御了知いただくとともに、各都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市町村教育委員会、所轄の学校及び学校法人等に対し周知されるよう併せてお願いします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健指導係
電話：03-5253-4111(内線：2918)

学校におけるがん教育の在り方について
報告

平成 27 年 3 月

「がん教育」の在り方に関する検討会

学校におけるがん教育の在り方について（報告）

1 学校におけるがん教育を取り巻く状況

近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、国民の心身の健康にも大きな影響を与えており、ストレスによる心身の不調などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、感染症など、新たな課題が顕在化している。その中でも、生涯のうち国民の二人に一人がかかると推測されるがんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。

また、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の下、政府が策定したがん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月）において、「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもつよう教育することを目指し、5 年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」こととされている。

このようながん教育をめぐる状況を踏まえ、昨年度、公益財団法人日本学校保健会に検討会を設置（平成 25 年度文部科学省補助事業）し、がん教育の在り方等について検討してきたところであるが、更なる充実を図るため、平成 26 年度から国においても新たに「がんの教育総合支援事業」を立ち上げ、有識者による「がん教育」の在り方に関する検討会を設置するとともに、モデル校等で多様な取組を実施し、それらを踏まえつつ、今後のがん教育の推進に向けて検討することとした。

2 学校におけるがん教育の基本的な考え方

学校における健康教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することを目指して実施されている。前述のようながんをめぐる状況を踏まえると、学校における健康教育においてがんを取り上げた教育を推進することは健康教育を推進する上で意義のあることであると考えられる。近年、疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきており、健康教育もそれに対応したものであることが求められる。特に、日本人の死亡原因として最も多いがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育は不十分であると指摘されている。学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康に対する関心をもち、正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるようにすることが求められている。

以上の状況を踏まえ、学校においてがん教育を推進する際には、「健康と命（いのち）の大切さを育む」という視点で本報告書を参考とした取組が推進されることを期待する。

なお、「がん教育」は、がんをほかの疾病等と区別して特別に扱うことが目的ではなく、がんを扱うことを通じて、ほかの様々な疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育そのものの充実を図るものでなければならない。また、例えば、専門家や患者・経験者の協力の下、地域の実情等に応じて、がん以外の様々な疾病や健康に関する問題等を通じて学ぶことも意義のあることであると考えられ、各学校・教育委員会等の主体的な取組が期待される。

また、取組の推進に当たって、今後は、更に国や地方公共団体における学校保健担当部局と地域保健担当部局の連携を強化していく必要がある。

(1) **がん教育の定義**

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通じて、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

(2) **がん教育の目標**

①がんについて正しく理解することができるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。また、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

(3) **がん教育の具体的な内容**

がん教育において取り扱う具体的な内容については、例えば以下のようなことについて学ぶことが考えられる。

ア がんとは（がんの要因等）

がんとは、体の中で、異常細胞が際限なく増えてしまう病気である。異常細胞は、様々な要因により、通常の細胞が細胞分裂する際に発生したものであるため、加齢に伴いがんにかかる人が増える。また、数は少ないが子供がかかるがんもある。

がんになる危険性を増す要因としては、たばこ、細菌・ウイルス、過量な飲酒、偏った食事、運動不足などの他、一部のまれなものではあるが、遺伝要因が関与するものもある。また、がんになる原因がわかっていないものもある。

イ がんの種類とその経過

がんには胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、前立腺がんなど様々な種類があり、治りやすさも種類によって異なる。また、がんによる症状や生活上の支障なども、がんの種類や状態により異なっている。病気が進み、生命を維持する上で重要な臓器等への影響が大きくなると、今まで通りの生活ができなくなったり、命を失ったりすることもある。

ウ 我が国のがんの状況

がんは、日本人の死因の第1位で、現在(2013年)では、年間約36万人以上の国民が、がんを原因として亡くなっており、これは、亡くなる方の三人に一人に相当する。また、生涯のうちにがんにかかる可能性は、二人に一人(男性の60%、女性の45%(2010年))とされているが、人口に占める高齢者の割合が増加してきていることもあり、年々増え続けている。がんの対策に当たって、すべての病院でがんにかかった人のがんの情報を登録する「全国がん登録」を始め様々な取組が行われている。

エ がんの予防

がんにかかる危険性を減らすための工夫として、たばこを吸わない、他人のたばこの煙をできるだけ避ける、バランスのとれた食事をする、適度な運動をする、定期的に健康診断を受けることなどがある。

オ がんの早期発見・がん検診

がんになり患した場合、全体で半数以上、早期がんに関しては9割近くの方が治る。がんは症状が出にくい病気なので、早期に発見するためには、症状がなくても、がん検診を定期的に受けることが不可欠である。日本では、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸(けい)がん、大腸がんなどのがん検診が行われている。

カ がんの治療法

がん治療の三つの柱は手術治療、放射線治療、薬物治療(抗がん剤など)であり、がんの種類と進行度に応じて、三つの治療法を単独や、組み合わせて行う標準治療が定められている。それらを医師等と相談しながら主体的に選択することが重要となっている。

キ がん治療における緩和ケア

がんになったことで起こりうる痛みや心のつらさなどの症状を和らげ、通常の生活ができるようにするための医療が緩和ケアである。治らない場合も心身の苦痛を取るための医療が行われる。緩和ケアは、終末期だけでなく、がんと診断されたときから受けるものである。

ク がん患者の生活の質

がんの治療の際に、単に病気を治すだけではなく、治療後の“生活の質”を大切にすることを考える考え方が広まってきている。治療による影響について十分知った上で、がんになっても、その人らしく、充実した生き方ができるよう、治療法を選択することが重要である。

ケ がん患者への理解と共生

がん患者は増加しているが、生存率も高まり、治る人、社会に復帰する人、病気を抱えながらも自分らしく生きる人が増えてきている。そのような人たちが、社会生活を行って行く中で、がん患者への偏見をなくし、お互いに支え合い、共に暮らしていくことが大切である。

【内容の取扱い】

- ・ア～ケの内容を適宜関連付けて、理解できるようにする。また、それぞれの内容を関連付けて、一次予防（生活習慣の改善等）、二次予防（がん検診等）について理解できるようにする。
- ・現在及び将来に直面するがんに関する課題に対して、適切な思考・判断を行い、自らの健康管理や健康的な生活行動の選択ができるようにする。
- ・がん教育の二つの目標を達成するために、がんを通して健康や命のかけがえのなさに気付き、がん患者や家族などのがんと向き合う人々の取組に関心をもつとともに、健康な社会の実現に努めることができるように留意する。

(4) 留意点

①学校教育活動全体での推進

がん教育の実施に当たっては、がん教育が健康教育の一環として行われることから、学習指導要領総則1の3を踏まえ、保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

②発達の段階を踏まえた指導

がんに関する科学的根拠に基づいた理解については、中学校・高等学校において取り扱うことが望ましいと考えられる。その際、保健体育で疾病の予防が位置付けられている中学校3年生や高等学校1年生を対象にまとめて時間を配置したり、全ての学年で時間を確保したりするなどの工夫を行うよう配慮する。また、健康や命の大切さの認識については、小学校を含むそれぞれの校種で発達の段階を踏まえた内容での指導が考えられる。

③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携について

がんに関する科学的根拠に基づいた知識などの専門的な内容を含むがん教育を進めるに当たっては、地域や学校の実情に応じて、学校医やがんの専門医等の外部講師の参加・協力を推進するなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮する。また、がんを通して健康と命の大切さを考える教育を進めるに当たっては、がん経験者等の外部講師の参加・協力を推進する。

その際、例えば、各教科担任が実施する授業と、専門家等の外部講師の協力を得て実施する学校行事等に関連させて指導することでより成果を上げるよう留意する。

国のモデル事業を実施する都道府県教育委員会・指定都市教育委員会（以下、「都道府県教育委員会等」という。）等は、がん教育に参画する外部講師を確保するために、それぞれの保健福祉部局や医療機関、地域の医師会などに協力を求めながら、取組を進める必要がある。ただし、これらの連携が重要であるとはいえ、授業計画の作成に当たっては、授業を行う教職員が主体となるよう留意すべきである。

④がん教育で配慮が必要な事項について

がん教育の実施に当たっては、授業の実施前までに以下のような事例に該当する児童生徒等の存在が把握できない場合についても授業を展開する上で配慮が求められる。

- ・小児がんの当事者、小児がんにかかったことのある児童生徒等がいる場合。
- ・家族にがん患者がいる児童生徒等や、家族をがんで亡くした児童生徒等がいる場合。
- ・生活習慣が主な原因とならないがんもあることから、特に、これらのがん患者が身近にいる場合。
- ・がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある児童生徒等や、家族に該当患者がいたり家族を亡くしたりした児童生徒等がいる場合。

3 今後の検討課題

国は、平成 27、28 年度においてモデル校を中心に以下のことについて検討し、これらの成果を踏まえたがん教育について 29 年度以降全国に展開することを目指す。

平成 27 年度モデル事業「がんの教育総合支援事業」のモデル校で、がん教育を実施する際には、本報告に示された「1 学校におけるがん教育を取り巻く状況」と「2 学校におけるがん教育の基本的な考え方」を参考に取り組むこととする。

(1) がんに関する教材や指導参考資料の作成

がん教育を全国の学校で実施し成果を上げるためには、児童生徒の発達の段階を踏まえ、科学的根拠に基づいた内容に沿って指導を進める必要がある。そのためには、映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料を作成す

ることが重要である。

なお、「2 学校におけるがん教育の基本的な考え方」に示された内容は高等学校卒業時を想定しているので、高等学校以外のモデル校においては、児童生徒の発達の段階を踏まえた内容を検討し、外部講師等と連携して教材を作成する必要がある。

(2) 外部講師の確保等

がん教育の実施に当たっては、がんという専門性の高さに鑑みて、がんの専門家の確保が重要である。例えば、「がんプロフェッショナル基盤養成プログラム」や「がん診療連携拠点病院」など広く専門機関等との連携を進めることが考えられる。

国のモデル事業を実施する都道府県教育委員会等は、それぞれの保健福祉部局や医療機関、地域の医師会などに協力を求めながら取組を進める必要があるが、その際、都道府県教育委員会等と都道府県等のがん対策担当部局が連携し、外部講師として依頼できるような医師やがん患者・がん経験者のリストを作成したり、活用マニュアルを作成したりするなど、具体的に学校での取組を支援するような体制の構築を検討する必要がある。

(3) 研修

がん教育を推進するためには、管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部講師に対する研修の二つの面から考える必要がある。そのため、それぞれに対する研修プログラムの作成と研修を行う体制の整備について検討が不可欠となる。特に、外部講師に対する研修をだれがどのように実施するのか、教育部局と保健福祉部局が連携して研修内容や在り方を検討する必要がある。

(4) がん教育の評価について

がん教育の評価には、教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会あるいは事業の企画や実施等を対象とする評価の二つの評価が必要である。

児童生徒を対象とする評価としては、がんやがん患者に関する関心、態度、考え方等の変化、がんに関する知識・理解の変化の検討等が考えられる。

学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価としては、がん教育の取組に対する意識の変化、関係機関との連携の特徴や課題、外部講師の活用、企画から実施・評価に至るまでの一連の適切性等が考えられる。

(5) 教育課程上の位置付け

今後、中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で、検討する必要がある。

資料1 現行の学習指導要領及び学習指導要領解説における「がん」に関する部分

① 小学校〔第5学年及び第6学年〕

教科：体育（保健領域）

【学習指導要領抜粋】

G 保健

(3) 病気の予防について理解できるようにする。

ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

【学習指導要領解説の抜粋】

ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防

生活行動がかかわって起こる病気として、心臓や脳の血管が硬くなったりつまったりする病気、むし菌や歯ぐきの病気などを取り上げ、その予防には、糖分、脂肪分、塩分などを摂りすぎる偏った食事や間食を避けたり、口腔の衛生を保ったりするなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

② 中学校〔第3学年〕

教科：保健体育（保健分野）

【学習指導要領抜粋】

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、

社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取組と密接なかかわりがあること。

【学習指導要領解説の抜粋】

イ 生活行動・生活習慣と健康

(エ) 調和のとれた生活と生活習慣病

人間の健康は生活行動と深くかかわっており、健康を保持増進するためには、年齢、生活環境等に応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であることを理解できるようにする。また、食生活の乱れ、運動不足、睡眠時間の減少などの不適切な生活習慣は、やせや肥満などを引き起こしたり、また、生活習慣病を引き起こす要因となったりし、生涯にわたる心身の健康に様々な影響があることを理解できるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙と健康

喫煙については、たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること、それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れること、また、常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など様々な病気を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

カ 個人の健康を守る社会の取組

健康の保持増進や疾病の予防には、人々の健康を支える社会的な取組が有効であることを理解できるようにする。ここでは、住民の健康診断や心身の健康に関する相談などを取り上げ、地域における健康増進、生活習慣病及び感染症の予防のための地域の保健活動が行われていることを理解できるようにする。

③ 高等学校

教科：保健体育（保健）

【学習指導要領抜粋】

(1) 現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。

【学習指導要領解説の抜粋】

(1) 現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

(ア) 生活習慣病と日常の生活行動

生活習慣病を予防し、健康を保持増進するには、適切な食事、運動、休養及び睡眠など、調和のとれた健康的な生活を実践することが必要であることを理解できるようにする。その際、悪性新生物、虚血性心疾患、脂質異常症、歯周病などを適宜取り上げ、それらは日常の生活行動と深い関係があることを理解できるようにする

(イ) 喫煙、飲酒と健康

喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があることを理解できるようにする。その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、好奇心、自分自身を大切にする気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

(イ) 地域の保健・医療機関の活用

生涯を通じて健康を保持増進するには、検診などを通して自己の健康上の課題を的確に把握し、地域の保健所、保健センター、病院や診療所などの医療機

関及び保健・医療サービスなどを適切に活用していくことなどが必要であることを理解できるようにする。

資料2 がん対策推進基本計画

【がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）抜粋】

8. がんの教育・普及啓発

（現状）

健康については子どもの頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘されている。

（取り組むべき施策）

地域性を踏まえて、がん患者とその家族、がんの経験者、がん医療の専門家、教育委員会をはじめとする教育関係者、国、地方公共団体等が協力して、対象者ごとに指導内容・方法を工夫した「がん」教育の試行的取組や副読本の作成を進めていくとともに、国は民間団体等によって実施されている教育活動を支援する。

（個別目標）

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

「がん教育」の在り方に関する検討会の設置について

平成26年7月3日
スポーツ・青少年局長決定

1 趣 旨

今日、子供たちを取り巻く状況は、生活習慣や社会環境の変化に伴い、新たな健康課題が生じてきている。その中でも、生涯のうち国民の二人に一人がかかる可能性があるとして推測される「がん」は重要な課題であり、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠なものとなりつつある。

また、がん対策基本法（平成18年法律第98号）のもと、政府が策定（24年6月）したがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）において、「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」こととされている。

これらを踏まえ、昨年度、公益財団法人日本学校保健会に検討会を設置（文部科学省補助事業）し、がんに関する教育について、今後の方向性、留意点を含む実施に当たっての具体的事項、今後の論点等、包括的な議論が行われ報告書が取りまとめられたところである。

以上のことを踏まえ、学校におけるがんに関する教育への取組を推進するため、医師や教育関係者等の有識者からなる「がん教育」の在り方に関する検討会を設置する。

2 検討事項

- (1) 「がん教育」の在り方、推進についての検討
- (2) モデル事業「がんの教育総合支援事業」の評価に関する検討
- (3) その他必要な事項の検討

3 構 成

- (1) 検討会は、別紙に挙げる協力者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。
- (4) 必要に応じて、委員以外の者から協力を得ることができる。

4 実施期間

平成26年7月3日～平成27年3月31日までとする。

5 その他

本件に関する庶務は、スポーツ・青少年局学校健康教育課において行う。

(別 紙)

(五十音順)

氏 名	現 職
青 木 孝 子	葛飾区立新小岩中学校長
植 田 誠 治	聖心女子大学教授
◎ 衛 藤 隆	社団法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所長
小林 奈都夫	公益社団法人日本P T A全国協議会副会長
柏 原 聖 子	世田谷区立中里小学校長
後 藤 晃 伸	愛知県立一宮高等学校教諭
田 中 不 二 夫	神奈川県教育委員会保健体育課長
中 川 恵 一	東京大学医学部附属病院放射線科准教授
野 口 直 美	北海道旭川東栄高等学校養護教諭
野 津 有 司	筑波大学教授
堀 部 敬 三	国立病院機構名古屋医療センター小児科医長
前 川 育	N P O法人周南いのちを考える会代表
道 永 麻 里	公益社団法人日本医師会常任理事
南 砂	株式会社読売新聞調査研究本部長
横 嶋 剛	宇都宮市教育委員会学校健康課課長補佐
若 尾 文 彦	独立行政法人国立がん研究センター がん対策情報センター長

(◎ : 座長)